

仙北市定住促進奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 本市への移住者の定住を促進し、もって定住人口の拡大及び地域の活性化を図るため、本市で住宅を取得する移住者に対し、予算の範囲内において、仙北市定住促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、仙北市補助金等交付規則（平成17年仙北市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 本市への転入日以前において5年以上継続して市外に居住した後、本市に転入した者
- (2) 定住 転勤、就学その他一時的な居住でなく、5年以上継続して居住する意思を持って、本市に生活の本拠を置き、住民登録していること。
- (3) 住宅 自己の居住の用に供するための住宅をいう。ただし、店舗、事務所その他事業の用に供する部分が結合する併用住宅にあつては、延床面積の2分の1以上が居住の用に供されているものに限る。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、移住者であつて、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 本市への転入日の翌日から起算して5年を経過する日までに市内に住宅を新規に取得し定住する者であつて、当該取得住宅に住所を有し、かつ、居住している者であること。
- (2) 2親等以内の親族との売買、譲渡等により住宅を取得した者でないこと。
- (3) 世帯員全員が市税その他市に対する納付金を滞納していないこと。

2 取得した住宅が共有名義であるときは、前項の要件を満たす共有者のいずれか1人を交付対象者とする。

(奨励金の額等)

第4条 奨励金の額は、所有する土地、家屋に対して年度ごとに課税され完納した固定資産税額とする。

2 前項の規定にかかわらず、取得した住宅の共有者のいずれかが前条第1項の要件を満たさない場合の奨励金の額は、当該共有者の持分により按分した固定資産税額を差し引いた額とする。

(交付対象期間)

第5条 奨励金の交付を受けることができる期間（以下「交付対象期間」という。）は、交付対象者が取得した住宅に対して初めて固定資産税が課税される年度を初年度として3年度間とする。ただし、本市への転入日以前に取得した住宅に、課税初年度の翌年度以降に住所を有する交付対象者にあつては、転入日の属する年度を交付対象期間の初年度とする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項の要件を満たさなくなったときの交付対象期間は、当該事実が発生した日の属する年度までとする。

(奨励金の交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付対象期間における年度ごとに、仙北市定住促進奨励金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、2年度目以降の交付申請にあつては、次の第1号から第3号までに規定する書類の提出を省略することができる。

- (1) 建物の登記事項証明書その他所有権が確認できる書類
- (2) 併用住宅を取得した場合は、固定資産税の算定において用いた居住部分の面積がわかる平面図等
- (3) 申請者の戸籍の附票（共有者がいる場合は全員分）
- (4) 世帯全員の住民票（世帯主と続柄を省略しないもの）
- (5) 申請年度分の固定資産税課税明細書の写し
- (6) 申請年度分の固定資産税の税額及びその完納が確認できる書類（ア又はイ）
 - ア 納税通知書及び領収書の写し
 - イ 納税証明書
- (7) 本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）

(8) その他市長が必要と認める書類

(奨励金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、奨励金を交付することが適当と認めるときは、仙北市定住促進奨励金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、奨励金を交付することが適当でないとき、仙北市定住促進奨励金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(奨励金の請求)

第8条 前条第1項に規定する交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、仙北市定住促進奨励金請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(奨励金の交付)

第9条 市長は、前条に規定する請求書を受理したときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

(奨励金の返還)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付の決定を取り消し、又は交付した奨励金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正行為があったとき。
- (3) その他市長が特に適当でないとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月15日告示第47号）

この告示は、平成21年6月15日から施行する。

附 則（平成22年3月31日告示第53号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年5月23日告示第59号）

この要綱は、平成23年5月23日から施行する。

附 則（平成24年10月1日告示第105号）

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月10日告示第16号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月15日告示第120号）

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（平成29年12月12日告示第181号）

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日告示第56号の6）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年5月15日告示第83号）

この要綱は、平成30年5月15日から施行する。

附 則（平成30年8月16日告示第123号）

この要綱は、平成30年8月20日から施行する。

附 則（平成31年3月22日告示第25号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月15日告示第46号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。